

製品プラスチックの分別収集方針等について

1 経緯

- ・ 本年4月の「プラスチック資源循環促進法」の施行により、容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの分別収集及び再商品化が自治体の努力義務
- ・ 本市においては、国の方針に基づき、燃やすごみとして排出されている製品プラスチックを資源として分別収集することにより、廃棄物部門の温室効果ガス排出量の削減とプラスチック資源循環の促進を図る
- ・ 製品プラスチックの分別基準のほか、必要となる中間処理施設や再商品化方法など課題の整理を行うため試験収集を実施

2 製品プラスチックの試験収集

(1) 対象地域

- ・ 粟崎校下 (約 2,700 世帯)
- ・ 扇台校下 (約 2,700 世帯)

(2) 期間

- ・ 令和4年9～11月
(容器包装プラスチック排出日の7日間)

(3) 試験収集する製品プラスチック

- ・ プラスチック 100%でできている製品で
50cm 以下のもの
(例) クリアファイル、バケツ、プランター、
歯ブラシ、タッパー型保存容器など



	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
9月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
10月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
11月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

(4) 排出方法

- ・「製品プラスチック」を「容器包装プラスチック」と併せて半透明袋に入れてごみステーションに排出



(5) 調査内容

- ・回収重量
- ・組成調査
- ・アンケート調査
- ・戸室リサイクルプラザでの試験処理

3 試験収集結果

(1) 回収重量 (1週あたり)

2,535kg/週 (前年同期比 9.7%増)

(2) 回収物の組成

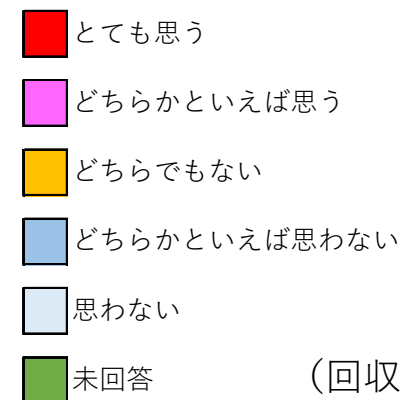
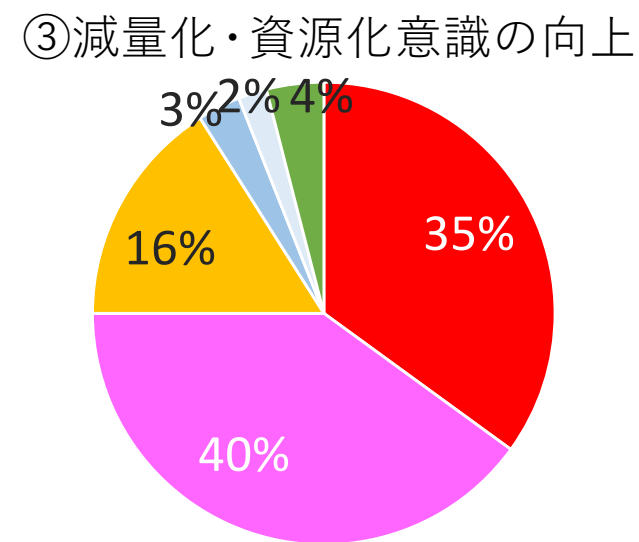
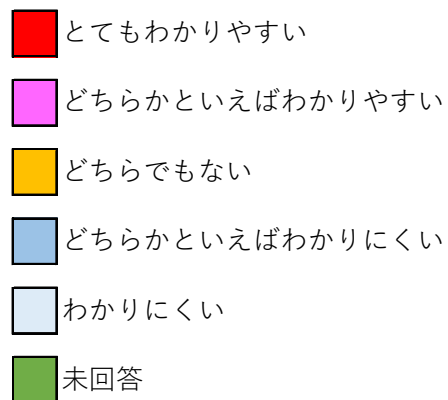
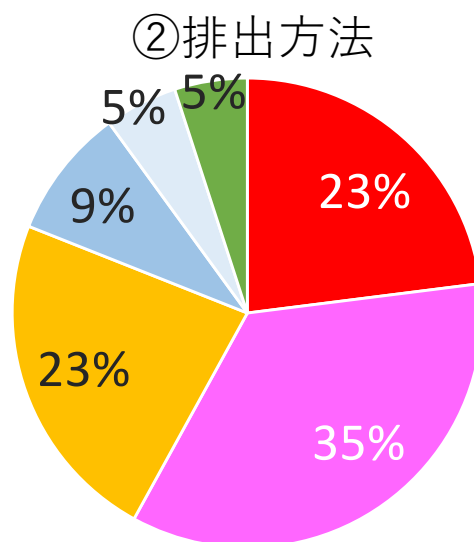
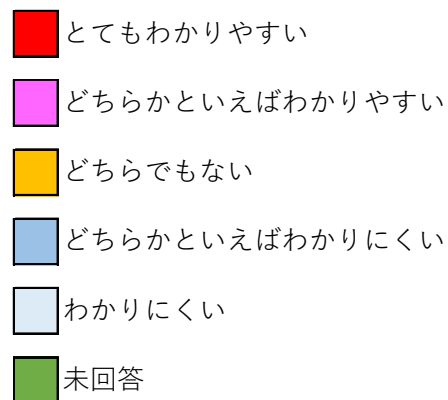
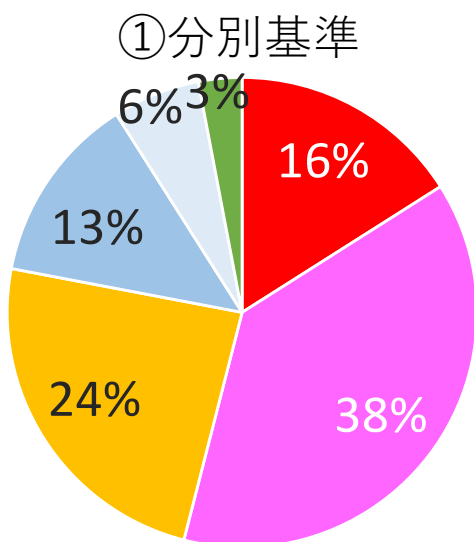
製品プラスチック	15.3%
容器包装プラスチック	77.1%
異物	7.6%

(3) 製品プラスチックの内訳

日用品・雑貨・その他	65.5%
食器・食生活用品	17.2%
文具	15.6%
玩具・スポーツ用品・楽器	1.7%



(4) アンケート調査



(回収率：40.8%)

(5) 既存中間処理施設での回収物の試験処理（破袋・選別・圧縮梱包）

戸室リサイクルプラザの中間処理施設で処理可能

4 プラスチック資源排出量（想定）

環境省先行自治体調査や試験収集結果を踏まえ、製品プラスチックは、プラスチック資源（製品プラスチック+容器包装プラスチック）全体の20%程度と想定

- ・製品プラスチック排出量は約 900 t /年
- ・プラスチック資源排出量は約 4,400 t /年

5 製品プラスチックの分別収集及び再商品化方針（案）

（1）分別収集方針

①分別基準

プラスチック100%でできている製品で50cm以下のもの

②排出方法

「製品プラスチック」を「容器包装プラスチック」と併せて半透明袋に入れてごみステーションに排出

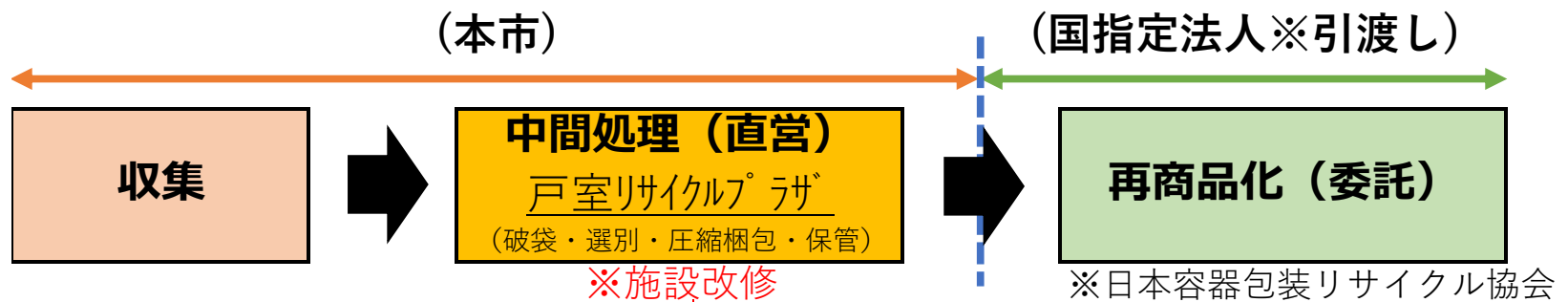
③排出日

現在の容器包装プラスチックの排出日（資源回収の月2回+第5週）

(2) 再商品化方針

現行の容器包装プラスチックの処理と同様に、戸室リサイクルプラザでの中間処理・国の指定法人ルートを活用した再商品化

- ・現時点で民間事業者の活用は不可
- ・プラスチック資源の想定処理量は約 4,400t/年であり、戸室リサイクルプラザの容器包装プラスチック処理能力で対応可能
- ・同施設におけるべール化可能



本格実施にあたっては、硬質プラスチックに対応した破袋機の補強や消火設備の整備など施設の改修が必要